

歌志内市議会会議録

第3日目（令和7年3月13日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において3番山崎瑞紀さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日、欠席されますのは、能登議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

ここで、下山議員から発言の申出がありますので、許可いたします。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 昨日の私の言動について、皆様方に謝罪しなければならないと考え、本日この時間を貸していただきました。

令和7年3月12日10時から、歌志内市役所議場において、第1回定例会が開催され、私の質問時間の11時36分頃、理事者側の出席であり、答弁中の柴田市長に対し、「時間がないので早くお願いします。まとめてください。まとめてください。時間がないからまとめてく

ださい」、「分かりました。もういいです」など。また、11時40分頃、総務課北風課長に対し、「課長、頭かしげていますが何かありますか。答弁してください。そうです、課長です。今、一生懸命頭をかしげていましたから、言い分があるのなら答弁してください」と。議長が北風課長に答弁の有無の確認について終わったところ、「ないですか。議長」など、私からの発言がありました。この発言は、私からの発言によって、質問によって、柴田市長並びに北風課長には大変失礼であり、不愉快な思いをさせたものと猛省しております。また、昨日、議会に御出席された市職員、市議会議員の皆様方におかれましても、深く謝罪申し上げます。

今後はこのようなことがないように、十分に気をつけながら全力を尽くしてまいりますので、よろしく願い申し上げるとともに、誠に申し訳なく深くおわび申し上げますところでございます。

議席番号7番、下山則義、以上でございます。大変申し訳ありませんでした。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序3、議席番号5番、川野敏夫さん。

一つ、歌志内市職員・会計年度任用職員の採用と、人材確保について。

一つ、歌志内市観光振興計画について。

以上、2件について。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） おはようございます。

一般質問させていただきます。件名は2件です。

件名1、歌志内市職員・会計年度任用職員の採用と、人材確保について。

令和7年度の市職員及び会計年度任用職員が募集されております。そこで伺います。

①共に募集人員若干名となっておりますが、各所管での不足している人員は何人なのか伺います。

②不足の要因は、中途退職者の増加かと思うが、ほかに考えられる要因は何か伺います。

③令和6年度今日までの採用者と、途中退職者数は何人か伺います。

④人口減少対策を最重要課題として捉えているが、市職員の退職、そして転出は大きな損失と思うがいかがか。

⑤退職の経緯を含め職員（元職）との訴訟が2件発生しているが、今後募集、採用の支障とされないか懸念されるがいかがか。

⑥退職するには相応の理由があり、本人も結論を出すまでに葛藤があったと思うが、その間に相談する窓口的な環境が必要と思うがいかがか。

⑦庁舎内各所管に何でも相談できる人間関係があるべきと思うがいかがか。

⑧今回の募集試験内容で、今後も募集するとして、公務員としての資質を確認できるのか疑問があるがいかがか。

⑨柴田市長の2期目の新規事業として、いろいろと予算計上されているが、その事業の事務処理の人は確保されているのか伺います。

件名の2、歌志内市観光振興計画について。

①炭鉄港推進協議会加入に伴う悲別ロマン座の改修については、詳細な説明はまだだが、特に気になるのはトイレだと思うが、計画されているのか伺います。

②指定管理者による道の駅附帯施設のリニューアルオープンに期待するが、具体的工程は知らされているのか伺います。

③大正館の継承については、所管にて現所有者の要望に添うよう検討するとのことで、所有者との打合せも行っているが、その後の進捗はいかがか。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

令和7年度の市政執行方針等に対する一般質問につきまして、私のほうから一括御答弁申し上げ、再質問に対しましては、副市長及び各所管課長含め御答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、再質問につきましては、自席での答弁とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、川野議員の一般質問にお答えをいたします。

職員採用につきましては、関連がございますので、1、歌志内市職員・会計年度任用職員の採用と人材確保についての①から③まで、一括して御答弁申し上げます。

現在、不足している人員についてでございますが、現時点で市として5名不足している状況でございます。

不足の要因につきましては、主に中途退職者の増加によるものでございますが、今年度は特に役職定年を迎える職員の退職希望者が増えております。

また、今年度の採用者と中途退職者数でございますが、今年度は一般事務職及び消防職員を含め10名を採用しました。中途退職につきましては、3月末の退職見込みを含めて15名が退職となります。

次に、④の市職員の退職及び転出は大きな損失と思うがについてであります。御答弁申し上げます。

人口減少対策は最重要課題であり、職員が退職をして転出することは大きな損失であります。

現在、職員を募集すると、ほぼ市外からの募集であり、採用時には歌志内市に居住し勤務することとしているため、職員が転出しても、実質的に再び採用する場合には市外から転入されるケースがほとんどとなっております。

職員の転出による人口減少の損失よりも、退職により育て上げた人材を失うことが大きいと判断しており、今後も各種研修の実施や環境改善など、やりがいと充実感のある職業となるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、⑤の職員との訴訟が、今後職員採用の支障とならないかについてでございますが、御答弁申し上げます。

職員及び元職員と係争中であることは事実でございますが、係争内容から判断し、職員募集や採用とは直接結びつくものではないと判断しております。

次に、⑥と⑦についてであります。関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

中途退職をする場合、自分の意思だけで決める場合もあるかと思いますが、一般的には信頼できる身近な人に相談することが多いと思います。それは家族であったり、友人であったり、職場の同僚であったりと様々だと思いますが、自分にとって相談相手が信頼できることが条件であると思います。

退職を考えている職員のために特段の窓口は設けておりませんが、それぞれの職場であったり、職員に関する事務を行っている総務課においても、当然職員の相談には乗ることがありますが、社会環境の変化などもあり、職場での人間関係や結びつきも以前とは違い、対応について難しい部分もあるのが現実でございます。したがって、相談窓口の設置よりも常日頃からの信頼関係を構築できるような環境を整備することが大切だと考えております。

次に、⑧の今回の募集試験内容で、公務員としての資質を確認できるかについてでございますが、御答弁申し上げます。

ここ数年、職員の年度途中採用を毎年行っており、その結果、たくさんの職員が採用され、歌志内市のために日々の業務に向き合っております。職員採用は試験により実施されており、さらに第二次試験である個別面接試験では、歌志内が求める人材と一致するかについても検討されております。

今年度も年度途中での試験を数多く実施しておりますが、職員数が不足しているからといって、本市が求める公務員としての資質や人材と相違する職員は採用することはありません。

次に、2期目の新規事業の事務処理の人は確保されているのかについてでございますが、御答弁申し上げます。

現時点で職員数が不足しているのは事実であり、会計年度任用職員を採用することにより対応していくことも検討しながら、必要とする職員数を確保することとしております。

また、今後も引き続き年度途中での職員採用を続けながら、一刻も早く充足できるよう努力してまいります。

ただし、それまでの間、どうしても予定している職員数は不足いたしますので、課内連携も含め所属長を中心として、業務停滞とならないように取り組むこととしております。

次に、2、歌志内市観光振興計画についての①悲別ロマン座のトイレの改修は計画されているのかについてでございますが、御答弁申し上げます。

炭鉄港推進協議会への加入など、観光振興計画に基づき、攻めの観光振興を推し進める考えであります。このため、日本遺産の構成文化財に同施設を登録するに当たり、施設の説明看板の設置やセキュリティ対策の強化、施設周辺の整備、施設の老朽度を確認するための施設現況調査を実施することを計画しております。

また、議員御指摘のトイレ改修につきましては、市としましても懸念する課題と認識しておりますが、当面はイベントなどの開催時に合わせて、臨時のトイレをレンタルするなど対応することとしており、抜本的な整備などにつきましては、施設現況調査の結果を踏まえながら、施設の取扱いについて様々な御意見をいただき、御提案してまいりたいと考えております。

次に、2の②道の駅附帯施設のリニューアルオープンに期待するが、具体的工程は知らされているのかについてであります。御答弁申し上げます。

道の駅附帯施設のリニューアルオープンに向けてのスケジュールなどにつきましては、3月に入り、新規に雇用される職員の顔合わせや施設内の備品関係の精査、搬入などを進めており、今後、指定管理者による内装等の一部改修が予定されております。

また、3月17日にはオープンに向けてのプレスリリースが予定されており、21日以降、順次商品などの搬入を行い、4月7日には関係者による施設内覧を行い、4月8日火曜日に

オープンを予定していると伺っております。

次に、③の大正館の継承についてであります。大正館の継承に係る協議の進捗状況についてお答えをいたします。

昨年の第3回定例会での質問の中で、今後具体的な対応策を検討してまいりますと御答弁申し上げましたが、所有者の作品や寄贈していただいている作品を含め、展示方法や展示場所などの御意見を参考にしながら、令和7年度に具体的協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今回、市政執行方針と教育行政執行方針については、ほかの議員の質問とそれに対する答弁で、私なりに理解をさせていただこうと思って、その質問は省かせていただきます。

それで、先日、別の案件で市内の家庭を何件か訪問いたしました。その中、玄関での立ち話なのですけれども、「うちの子、今年高校を出て、市役所に受験したら受かったんだ」というふうなことで、「それはよかったね、どこ」と聞いたら、近隣の市でした。「歌志内、受けなかったの」と言ったら、「いやね、歌志内は若い人やら随分辞めているでしょう」と。「何か裁判の問題もあるみたいでしょう」というような格好のお話、本当の立ち話です。

それともう1件、もう一つ、「うちの子も歌志内市役所ともう一つ市役所を受けて、二つ受かったんだわ。でね、近隣のほうへ行くことにしたんだ」、こんな話なのですね。

子どもを持つ、子育て中の市民の声なのですけれども、何か歌志内市役所、敬遠されているのかなと、玄関先でがっかりしたのですけれども、市長、その辺どう捉えますか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 若い職員を、できるだけ歌志内市職員になってずっと勤めていただきたいということで、課内でもいろいろ情報交換、コミュニケーションを積極的に働かせながら、とどまるように、そういうことで対応はしているところでございますけれども、それぞれ職種に合わないとか、また違った場所で働きたいということもあって、退職を余儀なくされるのかなという方もいるのかなと思います。できるだけとどまっていただくような、課内もいろいろな情報交換も含めて、仕事の面でもサポートしながら、そういうことで今後もやっていきたいとは思っているところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 退職者を引き止めるにはいろいろ技術がいるだろうと思うのですが、問題は新卒者、私が今言う高校出て受験したのだよという人が、せっかく受かった歌志内に来てくれない、ないしは「歌志内、ちょっと受けないわ」というのがちょっと声として聞こえてくるのです。だから、その辺えらく寂しいなと思うのです。せっかく歌志内に住んでいて、歌志内の市役所に合格した、それでも違うところに受かったから、そっちのほうがいいのか悪いのか分からないけれども、さきに私が申したそんなうわさというか、そういう状況の子育て中の市民が分かっている、うちの息子、うちの娘、そこにやりたくないなという感じになるのかなと、その辺がちょっと、ちょっとではないな、かなり心配なので、その辺、採用のときに、歌志内に来てくださいよと言うのもあれかもしれないけれども、何かやはり歌志内の魅力、こういう懸念されない魅力を子どもたちにも伝えられるように、何か考えていただきたいなと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） やはり外から見てといたしますか、歌志内の市役所はいいなというよう

な環境づくりにしなければならないかなと思います。それは仕事であったり、いろいろな庁舎外のいろいろなイベント等も含めて、やはり光っているといいですか、市の職員も含めて、市の環境も、市役所の環境もいいなというようなことで魅力をやはり醸成するようなことでなければならないのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 本当にそうなのです。魅力を発信してもらって、ふるいにかけてやっと10人、若い人を採用したみたいなの、そんな格好になってもらいたいなど。

今回の一般質問、せっかく歌志内市役所に奉職して、何か月、何年ないしはもう中堅職になりながら退職されていくというのが本当にもったいなくて、それを現在市役所におられる方がそういう経験もされているでしょうし、引き止める経験もされたと思うのですね。それで、その辺の経験を生かして、これからの人材確保の在り方、この辺を昔を思い出しながら、経験したことやら、ないしはこういうときにうまくいったとか、そういう話を皆さんにちょっと聞いてみたいかなと思いますので、所管ごとに聞きますので、うちの所管ではこんなことをして、何とか引き止めている、何とかいい人材を引っ張ってきたよというのを、ちょっと紹介していただきたいと思います。ただ、何分時代といいますか、世論が皆さんの時代とは大分変わっていると思うので、その辺も加味しながら自分の意見として、自分はこうやってやりたい、こうやってやったほうがいいなというのがあれば、そういう話をする機会は皆さんの中にはあると思うのですけれども、我々も同席してそういう話を聞きたいと思うので、その辺の情報をいただきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

今、まだ5人程度不足しているよということで、どちらにしても市の職員でも、それから任用職員でもとにかく増えてもらいたいのですけれども、この5人がいないというか、今の現状で住民サービスは停滞になるよ、5人いなかったら困るよというような状態に現在なっているのかどうか、北風課長、どうなのでしょう。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 確かに現在の組織機構からしますと、このままでいくと5人足りない。会計年度任用職員が先日応募が締め切られ、来週面接をするのですけれども、新年度予算の計上で、新年度予算がそのまま通れば、3人程度採用しようかなと思います。

応募の状況は比較的高齢層というのでしょうか、50代後半から60代の方が会計年度任用職員、どうしても多いものですから、かなり複数名の方が応募来ていますので、その中から歌志内市にとってよい人材であれば、数名採用して、結果的にはマイナスの2とかそれぐらいでスタートになるのかなと。

確かに少ないですので、住民サービスは完璧だとは言えないとは思いますが、ここ数年、例年どうしても欠員の状態で新年度を迎えている時期が続いておりまして、4月にすぐ職員採用というのを繰り返しているような状況でございますので、よい話ではないのでしょうかけれども、例年どおりのサービスは維持できるのかなというところでは、最低のところは考えているのが現状でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） せんだっての説明の中で、専門職の募集になかなか応募がないということで、恐らく専門職ですから新卒ということはあまりないのかもしれないのですけれども、中堅の人を募集したら、その辺その人たちが応募されて、将来的にここの職場で大丈夫かなというような不安があるのかなと思うのですけれども、専門職に関して一番理解のあるのが佐渡課長かと思うのですけれども、佐渡課長、専門職を引っ張る手だて、何か考えておられますか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 引っ張る手だてというのはなかなか難しい部分があるのですが、私は水道企業団の歌志内営業所長というのにも兼ねていますけれども、そちらのほうでもやはり技術職、専門職は、昨年7年度に向けて採用を行っていましたが断念したという、募集はあったけれども途中辞退されたり、最初は募集は全然全くなくて、最後技術枠を外して一般職で採用し、その後、技術職に育てようという考えを持ったようなのですが、それもうまくいかなかったという状況があったようです。また、その営業所長同士で話をしますと、やはり滝川市も砂川市も、みんな技術職の採用に相当苦労されている状況、ここは歌志内だけではないのかなと認識しているのですが、私どもはやはり人づてといえますか、こういう人がいるよという話をなるべくキャッチして、その辺、声かけて、ぜひどうだろうというお話をさせてはいただいております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） もう1点、北風課長にお尋ねしますけれども、人材の不足というのが、その要因に、20年前、退職時不補充というのが続きましたね。この辺の後遺症というか、残っている職員の方が、後輩が入ってきたときにその人を育てるノウハウというのですか、その辺がちょっと不足というか欠けているとか、そういう面もちょっとあるのかなと思うのですけれども、課長、どう思いますか。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 財政健全のあたり、平成18年度の前年から始めまして、本当に20年、職員採用が事務職はなかった時代がございました。現在も職員年齢の構成がいびつな状態が続いております、40代から35ぐらいまでの間が極めて薄いような職員構成になっております。

それで、もちろんその間の、いわゆる働き盛りというのでしょうか、主査クラスの実務を先頭になって担っていただくような方が不足しているものですから、どうしても薄くて支障が出ると。それに、議員おっしゃられたような、私たちも職員採用がなかったことによって、やはり指導力だとか、その辺も、教えることによって教えられるということもございますので、どうしてもいつまでたっても、20年間いつまでたっても、職員の序列というのが変わらなかった時代がございましたので、その辺、やはり現在の管理職になられている、私らも含めてなのですけれども、指導力というところに影響が出ているのかなと思っているのが、私の思いでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 見えるのですよね、本当に大丈夫なのかなという感じが。

昨日の質問の中でアウトソーシングの話が出ていて、市内にそういう民間業者があれば、例えば窓口業務などは担当してもらえるのかなと考えるのですけれども、歌志内の現状では恐らくそういう格好にはならない。何とか応募していただいて、採用して、そして育てるということになるのかなと思うのですけれども、先ほどもちょっと言いました、現在のワークライフというのですか、このバランスとしてはやはり私生活のほうにちょっと重点を置くというのが主流になっているようなのですけれども、採用されて配属された人材、これを上手にスキルアップしていくには何を基本としているか、今の課長職の皆さんは何を基本としているかというのを、佐藤課長、どう思いますか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私の市民課においても、採用後、すぐ配属される職員が毎年採用

あれば来ます。私何ができるかどうかのこのというよりは、私ももういい年ですので、今までの経験値という部分で答えはあるのかないか分かりませんが、やはり一人で仕事はできないのだと。うちの課の方針というのはチームワークでやるよと。一人で悩むなど。私が一番大切にしているのは、悩むことが出てくると、学校の登校拒否ではないですけども、仕事に行くのが嫌になるだとかになると、当然鬱病だとか、そういう違う病気に発展していくかなと。せめてやはり仕事に就いたのだから、毎日仕事に行きましようという気持ちにさせなければならぬ。

ましてや、近年の新規の採用者というのは市外から入ってきます。市民課というものは、歌志内の住所が分からないと対応できないのです。そうすると、入ってきた職員、まだ全然分かりません。いろいろな冗談も言いながら、ふだん休みのとき、極端なことを言ったら、これは見方を変えればパワハラみたいに思われるかもしれないけれども、「歌志内のまち、知っている？端から端まで歩いてみた？行ってみた？」というようなこと。「もし暇だったら、ちょっと車乗っているのだったら、休みの土曜、日曜でも、歌志内、沢もあるからね、奥もあるよ」と、そういう地形も覚えてもらわないと、職員には地理的な問題もあるので、そういうこともアドバイスしながら、入ってきたばかりの職員においては、広報も見てねと。市民の窓口だから、広報で書いてうちは関係ないけれども、自分とはにかく役所の窓口、玄関で、来た市民というのはお客さんなので、自分の担当ではなくても、必ず市の職員はみんな知っているであろうという前提で来るよと。だから、最低限広報を毎月読んでねと。それぐらいで、それを口うるさく、採用してきたばかりの職員に言いながら、あとは、冒頭申し上げましたとおり、一人で仕事やっているわけではないので、みんなの力、分からなかったら聞きなさいと。私のほうからも逆に、積極的に声をかけて、やはり1月、2月、3月、ちょっとした採用したばかりの子は、今どうだというような確認の面接みたいなことをやって、半年過ぎれば慣れてきたなみたいな感じで、そういうことで、できるだけいろいろな情報を、つまびらかにいろいろな情報を教えながら、話がしやすい状況づくりをして、そんなようなことを繰り返しながら、何とか病気というのでしょうか、そういう休職にならないようにだとか、そういう仕事とは別な感覚で病気にならないようにさせながら、職員を維持していつているというような実情であります。

何が正解かは分かりません。ただ、あと職員間で仕事をやっていて、欠員が出たら、そうした隣グループに応援体制を、こちらのほうから言って、頼むよというような形を、とにかく相互の連携を私のほうで指示しながら、また、当然苦情も来ます。苦情が来たときにできることは対応しますけれども、とにかく緊急時における対応というときもありますので、その辺はみんなで乗り切ろうというような、ちょっと精神論的で職員に申し訳ないなという部分はあるのですけれども、そんなような対応をしながら、維持している状態が現状でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 市民課はかなり範囲が広いので、その辺、今の答弁だと市民課は大丈夫だなという感じがあるのですけれども、今言う中で、少し職場に慣れてくるとという言葉があったのですけれども、その中で、例えば仕事に不満だとか悩みだとかというのは出てくると思うのです。その悩みを相談できる、相談する、解決に至らなくても相談して気持ちが晴れたとかというのもあると思うのですけれども、そういう相談できる相手とか、環境とか、そういうのが現在の課にあるのだと、加瀬課長、思われていますか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 職員と上司の関係で、その辺のコミュニケーションが必要に

なろうかと思えます。

そこで、コミュニケーションが困難な原因としましては、やはり御指摘のとおり、ジェネレーションギャップがあるのかなとは思っております。それぞれの世代間で、世の中、価値観が違うというところで、それぞれの思い込みで話されると、言ったほうも受け取ったほうも、同じ言葉でも受取方が違うというところが原因なのかなと思っております。それを回避するには、改めて、先ほどの答弁ではありませんけれども、窓口というよりも、ふだん職場研修、ジョブ型採用ではありませんので、日々仕事をしながらのOJT研修という形で、フォローアップする形でコミュニケーションを培って行って、その中で信頼関係があって、そういった何でも話せるような間柄にして行って、俗に言う職場環境の風通しがいいというものを達成するのかなと思えますけれども、言うのは簡単ですけれども、そこに至るにはなかなか個々それぞれの考え方がございますので、難しいというところが現状かなと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 難しいのも現状なのですよ。

例えば、採用された職員、初めから100%ではないのは当然なのですけれども、中でもやはり口幅たいようですけれども、0.5の人もいれば、1.2の人もいるし、1.3の人も当然いるわけですけれども、各所管で、この職員に任せておけば大丈夫だというので、その職員を当てにして仕事を持っていくと。で、1.3の人がそれをこなしてくれれば、まだ大丈夫だなというので、また次の仕事も与えると。で、1.0の方は自分の範囲内でやっている。1.3の人は次から次から仕事がある。当然やはり「何で俺がこんなに、俺、片づけたのにまた仕事があるのか」というような、本当は「幾らでも来い、やってやるから」というのが望ましいのでしょうけれども、そういうふうにだんだん作業量が多くなって、体的にも気持ち的にもこなせるうちはいいですけれども、だんだん不満のほうに傾いていくと、「どうして俺ばかり」というように悩んでくると、その先、やはり「ここはどうも俺に合わない」みたいな雰囲気になってしまうのかなというのがあるので、その仕事の量、配分、当てにする、そういう面で、こういう環境、佐々木課長、理解できますか。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） チーム内バランスとおっしゃるとおり、できる職員、まあまあの職員というのがいるのですけれども、その辺不満になっている職員はいるかと思うのですけれども、その辺助け合うという形を押ししていくという形で、何とかチーム内、まとまってやってほしいという話はさせてもらうのですけれども、なかなか不満の職員もいるでしょうし、そこを吸い上げていろいろ話を聞かなければ駄目だなとは思っているのですが、なかなか表出してくれているかというのはちょっと分からない状況ではあるのですけれども、チームワークを何とか保てるようにという形で話はさせてもらっています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今のところ、各課長、満点の答弁があるのですけれども、それを各所管で実施していただいて、今後あんまり途中退職者が増えないような格好になってもらいたいと思うので、今、いろいろ言っている人材の確保、育成、この件に関しては、市政執行方針の中でも、職員研修の計画、職責に応じたスキルアップ、職場外の研修とかいろいろ書いています。先ほど佐渡課長からもあった、やはり現場で先輩上司がそれぞれの立場で育てると、その育て方にはいろいろ工夫しているようですけれども、やはりそれに応じて、教えることに応じて、先輩上司たちも教え方、その他を覚えていくということにはなると思うのですけれども、皆さんがそれをやりやすいというか、そういうふうにするために、やはり公務員の基礎と

いうのは分かっているしてもらわなければならないのかなと思うのです。その辺、本人の向き不向きとか、この職場、この職責にはこの人ちょっと向いていないとか判断をして、適材適所を見つけてやるというのも、その課の仕事、課ではないかな、これは。副市長の仕事ですかね。ある程度、「こいつはここに使ったほうが0.2の仕事できるよ、こいつちょっとやばいからこっち引っ張ってくるか」というのは、その辺、副市長、各所管を見て調整が必要かと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私も今回いろいろ、今日、各所管の話も聞かせてもらいましたので、議員おっしゃるとおり、それぞれ実践されると、安心して中途の退職者も出なくなっていくのではないかと、ちょっと安心している部分もあるのですけれども、適材適所の部分につきまして、非常に、自分も37年間役所において、難しいのだなと、過去の先輩方が、当時の理事者の方たちも人事で苦労しているのだなとは肌で感じておったところでございますし、私も今まで経験しているいろいろ職員と関わりながら、そういったところを見ながら今に至っているわけなのですけれども、そういったところは、私も過去を振り返りながら、この職員はこういう得意分野があるというところは、一定程度は把握しているつもりでございますので、その辺のところ、即座に実現できるかどうかは別として、そういった方向に持っていくべきだなどは感じております。

ただ、やはり私、市役所の仕事は総合職というところもございまして、一定程度の年齢なり、一定程度のスキルを持ちながら、総合的に対応する能力ということも必要であるということ、これも現実でございます。ただ、やはりだんだん管理職等になっていく場合は、専門的な知識も必要になってきますので、そういった適材適所という部分は十分考慮しながら、次の組織づくりに邁進していきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そのとおりでいけば大丈夫ですね、何とか。

今も言いました、1.2の人や1.3の人が、ひょっとして退職されるというのは、本当にもったいないのですよね。0.5の人も1.2の人も1.3の人も、それなりに作業はしていると思うので、それを見て、管理職の方々は処遇やら待遇、それぞれ評価をしているのだろうと思うのですけれども、決して甘やかしたりするのではなく、言ってみれば、厳しく育てて、歌志内市職員全体がスキルアップしていくよというのが必要だと思うのですが、金谷課長、その辺についてはいかがですか。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 厳しく育てるといいますか、私自身、去年の4月、課長になってから1年が過ぎようとしております。その中で、毎日自分の指導能力、管理能力のなさに、正直自問自答しながら日々過ごしているところでございます。

自分も厳しくといいますか、仕事を教えてきていただいた中で、時には厳しく教えられたこともありまして、ただ、今の社会状況といいますか、その厳しさというのが、どこまでの厳しさがパワーハラスメントとか、そういったハラスメントに当たらないのかという線引きが、私の中でもちょっと結構難しく、私自身、言葉遣いがあまりよろしくないもので、そこら辺をいつも考えながら、私の所属職員には大変いつも申し訳ない気持ちで仕事をしているというような状況で、今後、今これまで各課長さん、御答弁して、すばらしい御答弁ができるなと思って、これらも勉強しながらやっていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） すばらしい御答弁ですよ、十分。

今の募集のときの試験、Webテスト、これが主流なのでしょうね。これと面接で公務員が何たるかというのを分かってもらうということなのでしょうけれども、今月の企画調整会議で、公務員の服務規程を遵守するだとか、綱紀の保持、これはまさにそれです。特に消防職においては、それを理解している人を採用しなければならない。これは当然なのですけれども、これを厳正な面接でこれができているかどうか、神消防長、どうですか。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） ついこの間も消防職員の採用試験ということで、面接のほうをやらせていただいたのですけれども、適性検査であるとか適性試験であるとか、学力試験もウェブで実施しているような状況なのですけれども、面接においてそういう中で酌み取れない部分、例えば消防は厳しい訓練や非常に悲惨な現場に遭遇して、ストレスとプレッシャーのかかる職場ですので、そういう部分の質問をいろいろさせていただいて、耐性や適正があるかどうか、そういうのを確かめながら消防職員としてやっていけるかどうか、先ほど川野議員言ったように、綱紀の肅正部分ですけれども、そういうのもきちんと服務規律を守って大丈夫かという部分の質問も何ほかささせていただいて、その段階では合格点だなという者を採用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） これ、人材確保からちょっと離れるかも分からないですけれども、消防職のパワハラというのがいろいろ報道されて問題になっているようですけれども、やはり消防関係では、命令ですとか指導ですとか普段の勤務、これは当たり前の話なのですけれども、こういうことを分かってもらう、分かっている職員を採用しなければならない、そういうことだと私は思うのですけれども、これでよろしいですか、消防長。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 消防職員にまず採用されましたら、半年間、江別の北海道消防学校のほうで、服務であるとか、規律であるとか、公務員の所信がどうということとか、そういうことをみっちり全寮制で厳しい訓練と座学の部分も、そういった指導を受けながら、帰ってきますので、素養はあくまでも素養なのですけれども、後天的に立派な公務員として、消防職員として成り立つように鍛えられることとは思っております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 当てにしていますのでよろしくお願いします。

冒頭申しましたように、よその市役所に奉職してしまうと、当然その市に居住するという格好になって、若干ですけれども人口減にはなりますよね。それで、現在、歌志内の認定こども園あおぞらから始まって、複式クラスのない義務教育学校、歌志内学園ですね、これに向かって、何かにつけて、歌志内の教育自体はすばらしいというのがあちこちから聞こえてきます。

その後の高校がなくて、そして進学のために他市へ出ていくというのが今ずっと続いているのですけれども、他市へ出ていくことで歌志内への愛着がちょっと薄れてしまうのかなというような懸念、心配もあるのですけれども、教育行政執行方針の中に、郷土を愛する心を育む、故郷に寄与できる人材を育成する、これを充実させていただいて、歌志内への気持ちが離れないように期待したいのですけれども、織田教育長、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 今、川野議員のおっしゃられたとおりに、まず子どもたちには、ふるさとをまずよく知ってもらおう。今何がふるさとで楽しいことがたくさんあるのかからスタートして、そして、やがて9年生あたりになると、市長への語る会でもいろいろな提言という形で、今の形で市をどうやって盛り上げていったらいいかというようなことを9年間プラスこども園のほうで学びを通してやっています。

その中で、卒業して高校へ出ていきますと、今度は他市との比較というものが出てきますけれども、その中で何人かの私の卒業生と話をすることもあったのですが、決して歌志内が悪いという印象を持っている子どもたちはいません。ですから、歌志内は本当にいいところだということは思っているのですが、いろいろな事情があって外へ出ていく。ただ歌志内は忘れていませんので、そのいう部分ではふるさとを愛する心というのは十分に育ってきているかなと。より子どもたちが少なくなってきましたので、いずれかはやはり戻ってきてもらうような教育を、学校教育も含めながら子育ての中で、これからも十分やっていきたいと思っています。

特に産業が少しずつ、ブドウのワイナリーとか膨れてきましたので、そういう部分でも子どもたち、今学校にいる子どもたち、次年度も含めて経験、体験をさせて、こういうまちであるということを感じ、PRではないですが、子どもたちの心の中に落とし込んでいけるようにはしていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そういうのをしみ込ませていただいて、高校出たら、歌志内市職員の採用試験に応募していただきたいと思います。

先ほどから言っている、相談できる窓口だとか環境だとかあればいいなという話で、相談したからといって解決することではないこともいっぱい今聞きましたけれども、相談する相手が、これは私の考えかもしれないけれども、相手が女性だったほうが、こっちも身構えないで相談もしやすい、ないしはアドバイスももらいやすいのかなという、そんな感じもあるのですが、現在、当市議会も初代女性議長として本田議長が奮闘されております。そういう女性の課長職、今々でもないにしても、女性の課長職を登用して、そればかりの仕事ではないでしょうけれども、その課長にちょっと何かあったら相談に行けば気が晴れたとかという、そういうポジションもあってもいいのかなと思うのですが、近いうちにそういう考えはないか、市長、どうですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、川野議員の御意見をいただきました。私もそのように前向きに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 優秀な女性課長を先駆して、歌志内をアピールするというのも必要なと思うので、できるだけ期待を持つ計画をしていただきたいと思います。

件名の2に入ります。

今、ロマン座については、トイレは簡易トイレなどを準備しながらイベントをやっていくということなのですが、今のところどういう集客があって、どういう体制になるかはちょっと不透明なので、そういうことでもいいのかもしれないですが、あそこに交流人口を増やすという目的で、イベントその他があるのであれば、やはり飲食のスペース、それからトイレというのは必要なことではないかなと私は思うのですが、あそこを通りかかった

人が、トイレあるのか、ちょっと寄っていかうか、これロマン座だねというような環境の場所になるように、ちょっと整備していただきたいと思うのですけれども、これは担当課、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ありがとうございます。

川野議員おっしゃるとおり、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、トイレの改修というか、トイレについては非常に大きな課題でございまして、産業課所管としても改修に向けた立案というか、積算もさせてもらってはいるのです。ただこれは、今度、新年度予算の計上のほうにも関わりますけれども、あの施設が今どういう状況であるかというのはやはり確認しなければならないということで、安全性の問題というのを確認した上で、今後どういうふうに展開していくかというのを施設としてハード面で、そのところを確認した上で、一体にトイレの改修ということも考えなければならないと思っています。

今年は、基本的には先ほど若干申しましたけれども、市と市内の関係団体と、それから地域おこし協力隊と協力し合いながら、できれば月1回でもあそこで何かイベントなり催しができるようなことを、今計画をしているところでございます。ですので、炭鉄港の構成文化財に登録された折には、間違いなく立ち寄り方が増えるだろうと、これを期待しているところでもありますけれども、その上で、そういった状況を把握しながら、思い切って前に進めても大丈夫かどうかということも確認しながら進めていきたいと思っておりますので、決してこれも後ろ向きに考えているわけではございませんので、そういった確認作業なり、皆さんの御同意をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ぜひその辺を、今後に御期待いただければと思っています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 期待します。

せんだっての報道に近隣の首長が、炭鉱遺産に関して重要文化財の指定は受けないというような報道がありました。日本遺産の文化財登録になった時点で、これは何回か聞いたと思うのですけれども、それに対する保存ですとか、活用に対して何か負担が生じないのかなど、今のトイレは別にしても、こちらのほうの負担は大丈夫なのかなどちょっと心配があるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これも、以前も申し上げましたとおり、この間、新聞報道のあった内容が、重要文化財となると、それを原形を保つために保存していくという責務が発生しまして、いろいろと費用の負担も発生するということになりますけれども、日本遺産の構成文化財は、まず登録をして、全国にそのことを知らしめるということになります。言ってみれば、多くの方にこれを知ってもらうというところに視点を置かれている制度でございまして、保存をするのもあり、見せるのもあり、見守るのもありということで、これはそこをどう活用するかというところで関わってくる部分なので、活用をどんどんするのであればお金もかけますし、まずは見守っていかうということであれば現状を維持する、放っておくということもあり得るし、そのような取扱いで、その辺のところを含めて、私どものほうは施設のハード面、特に今回登録するロマン座についてはそのハード面を確認した上で、皆さんに御提案を説いていきたいと考えています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。

一応炭鉄港に関連するのではないかと思われていた、空知炭礦の立坑やぐら、もう解体して、きれいではないですけども、何もなくなっているのです、その辺ちょっと寂しいというのもありますけれども、時々思ってもいないテレビ放映で、悲別ロマン座が映ったり、人づてに全然知らない人がロマン座の話をしたりしているのも聞きますので、何とかいい状態の方向へ進むように期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

道の駅の附帯施設、せんだって委員会で現場を視察させてもらったのですけれども、あのときと比べたら雲泥の差できれいになっています。ただ、こういう状態、今4月8日にはオープンするよという情報は私どものほうにはない。私どもにないということは恐らく市民にも周知されていないと思うのですよね。やはりみんながリニューアルオープンに期待をしていると思うので、その辺早期に、できるだけ早く、こんなふうになりますというのは周知したほうがいいと思うのですけれども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これは大変申し訳ないというよりは、今ぎりぎりの状態で、これは最新のお話を今日させてもらってございます。4月からリニューアルオープンすることはいろいろな場面で周知しているところではございますけれども、具体的な話ということでございますので、これも2月の本当のぎりぎり終わりに、指定管理者のほうから、全体の準備かたがた含めてスケジュールが示されたというところで、17日にプレス発表、それから21日以降に具体的に商品の搬入などをしていくという作業に入っていきます。

ただ同時に、先ほど御答弁をしておりますけれども、指定管理者のほうで内装の模様替えということも同時にやったり、それから照明関係、これも自分たちの考えているコンセプトのイメージに合ったようなことにやり替えるとかということも実は発生しております、この情報については機会があれば、もちろん市民の方にもお知らせしていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 大正館ですけども、私が伺ったことに対する結論として、7年度に具体的協議をするということで、私も期待しているのですけれども、即、大正館継承の経費が発生するということでは恐らくないと思うのですけれども、現所有者に、「どう？話進んでいる」と話を聞いたら、「いやいや、検討すると言ってくれたけれども、検討するという言葉には、できない、やらないというのも含まれているのではないの」と、ちょっと気落ちしているのです。その辺、前向きに検討しているのだよということを当人にも伝えて、そして先行きのことも相談してもらいたいと思うのですけれども、鈴木教育次長、どうですか。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 今年、6年度打合せさせていただいたときには、前向きに検討するは前向きに検討するであったのですけれども、もっと感触いい意味で言わせていただいたと思うのですけれども、言葉が足りなければ、今後、4月以降、また打合せといいますか、お話し合いに行きたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 何とか、大分心配していますので、その辺相談してやっていただきたいと思ひます。

今月、3月20日に、柴田市長のバスガイドツアー、これでゆめつむぎですとか大正館、ロマン座を巡るというツアーがござひます。うたみんのコンサートというのがあるそうで、柴田市長のサプライズがあるというふうな宣伝をしております。

大正館の所有者も現有する収蔵物、これが歌志内にとって貴重な財産だということをも十分皆

さんに分かってもらえるように説明したいのだというふうに言うておりますので、大分張り切っております。

織田教育長、大正館の継承に一肌脱いでいただきたいのですけれども、よろしくお願ひします。いかがですか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 先ほど、鈴木次長のほうからもお話がありましたけれども、内部では本当に前向きといいますか、この後どのように進めていくかというところも相談をしているところです。

特に全てを受け入れることも含めながら、一種ちょっと個人財産ということもありますので、そういう部分で本当に完全に受け入れて、その後、いわゆるその後のやり取りの中に第三者が入ってきていろいろな問題が起きると困りますので、そういう部分も含めながら、細心の注意を払いながら今後対応していきたいなと考えております。

決して後ろ向きの答えではございませんので、その部分重々承知いただければと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。

本人大分悩んでおりますので、その辺、私のほうからも伝えておきたいと思ひます。

この議場におられる皆さんに御案内なのですけれども、当日ぜひ一緒にいらしてくださいということなので、3月20日のツアーには皆さんも参加していただき、市長のツアーガイドぶりを見ていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序4、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、一般質問等に対する答弁姿勢について。

一つ、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等について。

一つ、地域おこし協力隊及び集落支援員について。

一つ、人口ビジョン及び総合戦略について。

一つ、市政執行方針について。

一つ、教育行政執行方針について。

以上、6件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、通告に基づき質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

件の1、一般質問等に対する答弁姿勢について。

令和6年第4回定例会に続き質問いたします。

①前回、議会から申入れのあった本会議における答弁の正確性等については、企画調整会議

において市長から各課長に伝え、共通認識をした。今後も丁寧な答弁に努める旨の御答弁がありました。

しかし、前回の答弁も質問に答えていなかったり、かみ合っていない答弁が多く、誠意を持って正確な答弁をされているとは思えません。

一般質問の内容は文書で事前に提出しており、確認する時間がありますので、答弁が質問とかみ合っていないかったり、漏れたりすることは本来はあり得ないと思います。

ただし、2回目以降の再質問は事前提出していませんので、聞き漏らし等により正確性に欠ける答弁になることもあるかもしれませんが、1回目の答弁は質問内容を事前に文書で提出しており、市長、副市長をはじめ複数の方がチェックすると思いますので、正確性に欠けたり、かみ合わない答弁はあり得ないと思います。

市長、副市長は課長から提出のあった答弁要旨の案をしっかりとチェックをし、修正等の指示をされているのでしょうか。

議会から申入れのあったことについて、共通認識されても改善されなければ意味がありません。

柴田市長は、前回の一般質問に対する答弁については、正確性等に問題はなく丁寧に答弁されているとの認識なのか伺います。

②前回、産業開発促進条例について、正式に議会の委員会に報告した内容をほごにして、緊急性がない部分も含め専決処分したことについて、説明を求めてもかみ合わない答弁と、ことさら終わったことと答弁されていました。

そこで伺いますが、近年、本市では、不適正と思われる事務処理や誤りが以前に比べ非常に増えていると思います。これは問題があると思われることをきちんと検証し、次につなげないから同じような事務処理の誤りなどを何度も繰り返すのではないのでしょうか。

例を挙げますと、令和5年12月の議会で令和4年度の決算を認定しましたが、その際も、他の議員が空き家対策で何度も一般質問で確認した事務処理に調定漏れなどの不備があり、決算の認定に反対する議員の発言がありました。

翌年の令和5年度の決算も、事務手続の失念や不備により決算の認定に反対する議員がいましたが、私はいずれの決算にも認定に賛成する立場で討論しました。

令和5年度の決算認定の賛成討論では、附帯意見として事務処理に当たってのチェック体制の再点検と確立を要請しましたが、チェック体制はつくられたのか疑問です。他の議員に翌年も事務手続の不備を指摘されているということは、全然生かされていないと思います。

また、私が議員になってから2年も満たないのに議案の訂正が2回もあり、その訂正内容は、議会との政策的な議論を経て内容を変更したのではなく、いずれも事務的な誤りでチェック不足によるものです。

ほかにも、東光最終処分場の通信架線の修繕費用の広域連合への請求漏れ、追加工事を補正予算の議決前に実施、検定後に業者に責がないにもかかわらず、立地適正化計画書の表紙を業者に差し替えさせたり、児童館等一元化施設の当初予算で計上していた新エネルギー関係の補助金2,200万円が補助要件の確認不足で非該当に、広報紙に特集記事として掲載した社人研の推計人口の分析が誤っており翌月に訂正、そして、法律により給与や環境行政で公表義務があるものを公表していなかったりと、あまりにも事務的なミスが多すぎます。

ミスや不備があったときは、その経緯や結果をしっかりと検証した上で対策を講じるべきだと思います。

今回のことも事務処理が適正であったのか、しっかりと検証する必要がありますので、改めて

確認しますが、産業開発促進条例の一部改正は、当初、委員会に報告していたとおり、2年間の延長で専決処分していれば、失効することはなく事業者への不利益はないと思います。

前回、専決処分したのは必要最小限の内容と答弁しています。今回の改正で対象者や助成措置に変更はありませんので、ここでいう最小限の変更は適用期限ということになると思います。

失効期限の条項を削除したことにより、適用期限に制限がなくなり恒久的な制度になるよりは、適用期限を2年間延長したほうが条例が適用される期間が短いと思いますが、なぜ必要最小限という説明になるのか、理由を伺います。

③前回、産業開発促進条例は失効期限を「2年延長」することで失効はしません。「2年延長」から「期限なし」に変更した理由について質問したところ、答弁は「条例の失効期限を期限なしとするのではなく、削除する改正を行い同条例の失効の回避を図り、条例の有効性を保持した」とのことでした。

附則で定めている失効期限の条項を「削除」ということは、その条例の適用期限を定めている条項がなくなるわけですから、新たに条例改正により失効期限を設ける、または廃止でもしない限りは、その条例は恒久的な制度になるわけで、実質的に条例の適用に期限がなくなる（期限なし）ことは明らかです。

このような答弁は「ご飯論法」と言い、朝御飯を食べたのかと質問すると、食べてはいないと回答するので、朝食は食べていないのかと思うと、パンは食べたが御飯は食べていないと回答するのと同じで、議論の本質から論点をずらし、とても誠実な答弁とは思えません。

国では国家機密などに関することで公にできないことについては、このような答弁をされることを見かけることがあります。今回のケースは機密でも、相手に迷惑がかかるものでもなく、逆に議論の内容を公にしなければならないものだと思います。

そこで、「期限なし」という表現ではなく、執行機関がこだわっている「削除」という表現を使用して、改めて質問します。

産業開発促進条例は、行政常任委員会で説明したとおり、専決処分により附則第4項で規定していたこの条例の失効期限「令和6年3月31日限り、その効力を失う」を2年間延長し「令和8年3月31日限り、その効力を失う」に改正しても条例の効力は失いません。

しかし、実際に専決処分された条例は、附則第4項を削除する改正を行い、「同条例の失効の回避を図り、条例の有効性を保持した」とのことでした。

そこで伺いますが、行政常任委員会で説明したとおり、附則第4項の失効期限を2年間延長し「令和8年3月31日限り、その効力を失う」に改正しても、条例の失効の回避も有効性も保持されますが、同委員会で報告した内容から、附則第4項を削除する改正に変更した理由について明確に答弁してください。

④「条例の失効期限をなしとする」はどこから出てきたのでしょうか。法制執務上、適切かどうかは別にして「条例の失効期限を期限なし」にしようが、附則で定めている「失効期限の条項を削除」しようが、条例の効力は廃止または一部改正により新たな期限が設けられない限りは効力を有することになり同じだと思います。

要は、条例の適用期限がない恒久的な制度になると思います。私が比較しているのは、2年間限定の制度と、期限がない恒久的な制度ですが、これとどういう関係があるのか伺います。

⑤前回の答弁では、今回の改正は「条例の目的、その本質に変更はなく、必要最小限の内容であり、何よりも優先されるべきは、市民サービスの停滞や市内企業や誘致企業の活動に影響を生じさせないという行政執務上の観点からやむなく補完的に行った」との答弁がありました。

た。

前述のとおり、期限という部分では失効期限の条項を「削除」し、実質「期限なし」とするより期限の「2年延長」のほうが適用期限という部分では必要最小限になると思います。

そこで伺います。期限の「2年延長」だと、期限以外の部分で何よりも優先されるべきと説明のあった市民サービスの停滞や、市内企業や誘致企業の活動にどのような影響があるのか伺います。

⑥前回、「国による省令の延長がなされなくなった場合は、そもそも本制度が廃止になると認識しております」と答弁されています。

本市の産業開発促進条例の対象者は、過疎省令の対象者より拡大しています。拡大により対象となる指定事業者は、国の減収補填措置の有無にかかわらず助成することになっていますので、過疎省令が延長されなかったからといって、自動的に条例が廃止になるものではなく、拡大している部分を含め、どのように制度を見直すか議論が必要ですし、廃止するにしても廃止条例の提案が必要になります。

なぜ過疎省令の延長がされなくなった場合は、そもそも本制度が廃止と言い切れるのか伺います。

⑦今回のことで一番問題なのは、十分な検証を行わず事務処理は妥当であるとして、今後もこのような手法を継続するという趣旨の答弁です。

前回、市長に「今までの議論を聞いて、議会に正式に報告したものをほごにして、緊急性がないものを含め専決処分をするようなことを、今後も継続するという考えに変わりはないのか」と再質問したところ、市長は、今後も同様にするということではなく、判断を広げてというか、そんな形で対応していかなければならないと思うと答弁をされています。

これは議会に報告したものをほごにして専決処分はしないという趣旨なのか伺います。もし、そういう趣旨ではないということでしたら、どういう趣旨なのか、もう一度分かりやすく説明してください。

⑧次に、国民健康保険税関係の質問をします。

何度か質問しています国民健康保険税の限度額の引上げの議論の中で、私が問題にしているのは大きく二つです。

一つ目は改正の仕方です。改正を議案として提案しなければならないとか、専決処分で行わなければならないとか言うつもりはありません。

議案として提案するのであれば、国民健康保険審議会に諮問・答申を受けた上で議案として提案すればよく、専決処分で行うのであれば、同じく国民健康保険審議会に諮問・答申を受けるとともに、議会へも事前に専決処分する旨、報告をしておけば何も問題はないと思います。

今回問題にしたのは、本市のように審議会にもかけず専決処分した場合、審議会や議会を含めどこの機関でも議論や審議をしていないことになり、行政手続の透明性や正当性に欠ける問題があるということです。

このことについては、昨年11月の行政常任委員会で、令和7年度の限度額の引上げについては審議会で議論をした旨の報告があり、また、本年2月の同委員会で政令が改正されたら、専決処分により条例を改正する旨の報告がありましたので、今回これに関しては質問しません。

二つ目は、本会議の質疑の中で虚偽の答弁をされている可能性が高いということです。

令和6年5月の第2回臨時会の答弁で、限度額の引上げについて、周りの市町に確認したと

ころ、ほとんどが専決処分していると答弁しています。

事実関係を確認するため、9月の第3回定例会と12月の第4回定例会で、本市を除く中空知4市5町の状況を質問したところ、把握はしているがマル秘的な事業の取扱いになっているとのことで答弁がありませんでしたが、本市の保険者である空知中部広域連合の他の5町は、議案により上程しているとのことでした。この時点で、9市町のうち半分以上の5町が専決処分していませんので、ほとんどの市町で専決処分しているというのは間違いです。

また、私が中空知4市5町の状況をホームページ等で調べたところ、全ての市町が議案で上程していました。広域連合の5町は中空知の5町と同じ団体ですので、中空知の9市町の全てが議案として上程しており、周りの市町のほとんどが専決処分をしているというのは、明らかに事実と違う答弁をしていることとなります。

改めて言いますが、私は専決処分することが事務処理として不適切だと言っているのではありません。本会議で虚偽の答弁をされていることが問題だと言っています。

もし虚偽ではなく単純な誤りだということであれば、私が9月や12月に質問した際に訂正するのが一般的な対応だと思います。国でも答弁者自身が誤りを認識した場合は、後の会議で訂正することがあると思います。

訂正の機会があったのにしなかったということは意図的であり、虚偽と受け止められても仕方がないと思いますが、見解を伺います。

⑨前述のとおり、私が国民健康保健税の限度額の引上げの議論の中で問題にしていたのは2点ですが、一般質問の質疑の中で何点か私の認識と違う部分がありますので、その部分を指摘し確認させていただきます。

ア、限度額の引上げは、9月の議会ではマル秘的な事業であると説明し、12月の議会では次のように答弁されています。

議会で市町村名を公表することにより、相手方に不快な文書として議事録に記載され、真に必要な情報を照会したときに回答を得られなくなるとも限らない。また、北海道市長会で調査結果の資料提供の際には、部外秘や公開禁止など、情報の取扱いに注意文書が記されているという趣旨の答弁をされています。

しかし、条例は議決の場合でも専決処分の場合でも、施行する際には、その内容を掲示場などで掲示し公布、すなわち一般に広く知らせなければなりません。また、多くの市町村で、このほかにも広く周知するため、ホームページや広報紙、ウェブ広報などで、その概要や全文を公表しています。さらに議会では議決結果表により、議案、専決処分の区分と議決された条例の名称や本会議の会議録が公表されます。

そのため、議決や専決処分される前の取扱いについては、北海道市長会の文書に記されているように注意が必要ですが、公布後は逆に広く公に周知されるべき性質のものです。

しかも、最初に私が周りの市町村の状況を確認したのではなく、所管課長が周りの市町に確認したところ、ほとんどが専決処分しているとの答弁があったものです。

その後、私が中空知管内の本市を除く4市5町のホームページ等で調べたところ、答弁の内容とは違っていたため、専決処分をした市町村名または何らかの理由により自治体名を公表できない場合は、9市町のうち何市町が専決処分したのか質問したところ、「他市町村が3月中の上程、専決処分、4月1日以降の直近の臨時議会等の上程により、改正を要したかという情報は、条例本文の内容として審議すべき情報でございません」と答弁し回答を拒否しています。

議案等を審査する際には、法令との整合性の確認はもちろん、必要に応じて住民への影響、

財政的な影響、関係者との調整、条文の正確性、他の自治体の事例なども参考に総合的に判断することになると思います。

答弁にあった行政事務を行う上で、必要以上に他市町村の状況を勘案することは自治法に反する可能性があるかは、他の自治体の事例だけを持って判断するわけではありませんので当てはまりませんし、参考にしているところもあるから北海道市長会では資料を取りまとめ全市に配付しているのではないのでしょうか。

そもそも議案の審査に当たり、執行機関側から何を参考にすべきとか、すべきでないまで指示されるものではありません。

しかも、確認をしている事の本質は、本会議で答弁した内容が虚偽の可能性が高いため一般質問で確認をしているものです。9市町のうち何市町が専決処分したかを答弁することが何の問題になるのでしょうか。

逆に、本会議で答弁した内容が虚偽の可能性が高いと疑われているのですから、ここで事実を明らかにし、必要があるのであれば訂正しなければ、別の問題にも発展しかねないと思いますが、見解を伺います。

イ、議員個人の質問や質疑のために要する資料等は、事務分掌に担当課が議員の秘書業務を担う規定がないので応じる必要がないという趣旨の答弁がありました。

議員個人が担当課に行って資料を作成してほしいと言っても、応じる必要がないのは当たり前のことだと思いますし、私がそのようなことをしたことはありません。

今回のケースは、入り口は国民健康保険税の限度額の質疑の中の答弁で、執行機関側が限度額の引上げについて、周りの市町に確認したところ、ほとんどが専決処分していると答弁したことが、虚偽の可能性が高く問題になっています。

仮に本会議で虚偽の答弁をし、訂正する機会があったのにされていなければ、そのままにしておくことはできません。

このため、一般質問で事実関係を確認するため、本会議で答弁した内容の根拠について確認をしているもので、資料の作成を依頼しているものではありません。

また、事務分掌にないとの話がありましたが、それは執行機関側内部の問題ではないでしょうか。

一般質問は、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明または疑問をただすものです。

質問は執行機関に対して行われるものですから、答弁は市長がするべきものだと思いますが、市長に代わって委任を受けた副市長、課長等が答弁することも認められていると思います。

所管課としては事務分掌がなく、市長からの指示もされていないのであれば、答弁や答弁のための資料を作成しなくてもよいのではないかと思います。それはあくまでも執行機関側の問題です。

議員としては、一般質問という本会議の中で認められた機会を通して執行機関側に質問していますので、担当する所管課が答弁しないのであれば、原則どおり市長が答弁するか、それとも他の方に答弁するよう指示をすればそれで済むことだと思いますが、やむを得ない理由もなく誰も答弁しないことは答弁漏れになると思います。

いずれにしても、執行機関側の問題だと思いますが、見解を伺います。

件名の2、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等について。

令和6年第4回定例会に続き、質問します。

①前回、道から口頭指導を行ったと聞いているとの質問に対し、「口頭指導を受けたことにはなっていません」との答弁でした。

改めて道（振興局）に確認したところ、放流水が法律に定める維持管理計画書の基準値を超え、公表義務のある維持管理状況の公表も行っていなかった2点の事実があることから、口頭指導であるとの認識でした。

そもそも、道が定期的に行う現地確認ではなく、法令に違反する事実があって電話連絡や現地確認を行っているのに指導を受けていないとはならないのではないのでしょうか。

指導する側とされる側の認識が違っていると、後々問題になりかねません。

改めて口頭指導なのかを道に確認されたのか伺います。

②前回、道に届出をした段階で自主基準値は法定基準値と同等の取扱いになり、必ず守らなければならないと思うがとの質問に対し、「自主基準値に法的な有効性は特にないと振興局に確認をしています」との答弁でした。

廃掃法の第9条に「市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出」の規定があります。この第5項に、一般廃棄物処理施設の管理者は維持管理に関する計画に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとなっています。

ここで言う維持管理に関する計画とは、道に届出をした維持管理計画書のことですので、維持管理計画書に記載された自主基準値以下で施設の維持管理をしなければならない法的義務があります。

振興局にも確認をしましたが、維持管理計画書に記載された自主基準値に法的な有効性はある。施設設置の届出のときに、この維持管理計画書でやりますと届出をしているので、それののっとして維持管理をしなければ法律に違反するという趣旨の説明がありました。

維持管理計画書に記載された自主基準値について、法的に守らなければならないのか、あくまで任意なのかによって、施設の維持管理の仕方も変わってくると思いますので、改めて伺いますが、維持管理計画書に記載された自主基準値に法的な有効性は本当はないのか伺います。

③1月31日に町内会連合会との情報交換会があり、上歌最終処分場の放流水の水質が自主基準値を超えていることについて、町内会長などに説明がありました。

その中で放流水の水質について、自主基準値は超えているが法定基準値は超えていないので法的には問題がない旨の説明がありました。出席者からは、法的に問題はなくても自主基準値を設定したのだから、基準は守ってほしい旨の意見があったと思いますが、どのように受け止めたのか伺います。

また、自主基準値は法的に守らなければならないとなった場合は、訂正が必要だと思いましたが見解を伺います。

④情報交換会で、市長は自主基準値の見直しについて触れられたと思いますが、前回の一般質問では、自主基準値の見直しは考えていないとの答弁でしたが、自主基準値を見直すことも検討しているということなのか伺います。

件名の3、地域おこし協力隊及び集落支援員について。

①本市の地域おこし協力隊の1年間の報酬額は約350万円で、特別交付税により補填される限度額370万円まで達していなかったと思いますが、見直しは行ったのか伺います。

②地域おこし協力隊について、令和6年第2回定例会の答弁では、今後の募集に当たっては従来のミッション型の募集に加え、フリーミッション型等の募集も視野に入れて取り組む旨の答弁がありましたが、検討状況について伺います。

③地域おこし協力隊について、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費については、100万円を上限として特別交付税措置があります。

第2回定例会で、インターン制度を導入してはとの質問に対し、答弁は取り組んでいく必要があるとのことでしたが、2泊3日以上で実施すれば「おためし地域おこし協力隊」の制度を活用でき、実質負担はほぼないと思いますが、検討状況について伺います。

④地域おこし協力隊については、1人当たり520万円を上限として特別交付税措置があります。この中には報償費等も含まれることから、報償費等を条件不利地域の上限額370万円とした場合、残りの150万円が活動に要する経費の上限額になると思います。

本市の地域おこし協力隊員から、他市町村のほとんどの地域おこし協力隊が参加する研修や会議に参加できないことがあるとの話を聞きますが、それは行政が研修や会議の内容が参加不要と判断されたものなのか、予算的なものなのかが分かりません。

そこで伺いますが、本市が予算計上している報償費等以外の活動に要する経費の1人当たりの金額と経費項目について伺います。

⑤地域おこし協力隊について、任期の2年目から地域おこし協力隊としての活動地と同一市町村内で起業する者の起業に要する経費は、当該者1人当たり100万円を上限として特別交付税措置があります。

このため、任期2年目以降を迎える地域おこし協力隊員に、任期満了後の市内での起業等の意思を確認し、この財政支援制度の活用により定住対策として早めに起業等に要するサポートや経費の支援を実施すべきだと思いますが、見解を伺います。

⑥集落支援員は、総務省が推進する制度で、過疎化や高齢化が進む集落の維持・活性化を図るため、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を市町村が採用し、地域の課題解決に向けた支援を行うものです。

また、その経費は集落支援員1人当たり485万円を上限として特別交付税措置が講じられます。

令和5年度は全国379の自治体が導入し、2,214人の集落支援員が活動しており、管内では美唄市、深川市、上砂川町、北竜町が採用、令和6年度は秩父別町でも採用し、令和7年度は奈井江町でも採用するとの新聞報道がありました。

本市でも、高齢者の見守りや生活支援、移住・交流の推進、空き家対策、地域交通の確保など多くの地域課題があると思いますが、集落支援員の活用を検討されたことがあるのか伺います。

次に、⑦ですが、1か所質問通告の訂正をお願いします。

冒頭の「本年」を「昨年」に訂正をお願いします。

⑦昨年11月、私を含めた議員4名は、奈良県明日香村を視察しました。視察の内容は、主に空き家の利活用とデマンド乗合交通についてでしたが、空き家の利活用の中で空き家バンクについての説明があり、集落支援員と村の職員（他の業務と兼務）の2名体制で業務を行っていましたが、制度創設時に年数件だった物件登録・契約成立も徐々に増え順調な様子がうかがえました。

本市も総務省が推進し財政支援措置のある集落支援員制度を活用し、地域の課題である高齢者の見守りや生活支援、空き家対策等に取り組まれてはいかかかと思いますが、見解を伺います。

件名の4、人口ビジョン及び総合戦略について。

①第2期総合戦略の人口ビジョンの推計人口（目標）は、令和2年が2,946人、令和7年が2,487人です。一方、令和2年の実績値は2,989人で、実績値が推計値を43人上回っています。

そこで伺いますが、令和2年スタート時点の43人プラスのアドバンテージを生かして、令和7年の推計人口2,487人を達成することを期待していますが、現時点で令和7年の推計人口は達成される見込みなのか伺います。

②令和5年第3回定例会の「この10年の人口減少対策と結果に将来の歌志内の存続がかかっている」のではとの質問に対しては、「認識のとおりと考えます」と答弁されています。

そこで伺いますが、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）に掲載されている「子育て世代向け賃貸住宅（1棟8戸）」については、検討はされたのでしょうか。

私は、計画に掲載されているから絶対に建設しなければならないという考えではありませんが、子育て支援住宅は第1期から計画に掲載されていますので、もう検討する段階ではなく、建設するかしないかの結論は出していないかと思えます。

もし、建設しないとの結論が出されているのであれば、理由を伺います。

また、建設するとの方針が出されているのであれば、教職員住宅より優先順位は高いと思いますが、見解を伺います。

③2月の行政常任委員会で第2期総合戦略の令和5年度実績の検証結果の公表は、本定例会の後になると聞きました。

総合戦略は、計画をつくって終わりではなく、実施した施策の効果を検証し、課題を具体的に把握することで改善につなげることで、すなわちPDCAサイクルが非常に重要だと思います。

そこで伺いますが、総合戦略を所管する企画財政課は、柴田市長の肝煎りでスタートした歌志内／夢・まち未来会議の事務局も所管し、総合戦略の検証をすることが負担になっているようにも見えます。

現在、総合戦略の効果検証は総合開発審議会で行っていますが、これは総合戦略だけの検証機関を新たに設置するのではなく、基本構想、基本計画等を調査・審議する既存の機関を活用しているもので、総合開発審議会でなければならないものではありません。

このため、総合開発審議会は5年程度ごとに基本構想等を策定する際に会議を開催すればよいものを、総合戦略の効果検証のためだけに毎年会議を開催しています。これがなければ、毎年会議は開催しなくてもよいと思います。

一方、歌志内／夢・まち未来会議は、総合戦略の検証機関と同じくまちづくりに関して意見をいただく機関で毎年会議を開催すると思いますので、未来会議にて総合戦略の効果検証を行うことにより、会議も減り、より効率・効果的だと思いますが見解を伺います。

件名の5、市政執行方針について。

「市民と協働でつくるまち」。

3ページ、11行目。

①多様化・複雑化する行政課題に対応するため～高度で専門的な職場外研修への派遣を継続してまいりますとありますが、そこで伺います。

ア、道職員との人事交流を再開する考えはないか伺います。

イ、自治大学校への派遣を再開する考えはないか伺います。

3ページ、19行目。

②建設から60年近く経過する現在の庁舎については～立地や規模等を含めた新たな庁舎の

在り方について検討を進めることといたしますとありますが、そこで伺います。

ア、新たな庁舎の在り方は、現庁舎の活用を含め検討するのか伺います。

イ、新たな庁舎の在り方は、どのような手法で検討し、いつまでに結論を出すのか伺います。

「活力と魅力あふれるまち」。

4 ページ、21 行目。

①民間法人へ譲渡し、4 年目を迎えたワイン用ブドウ栽培事業は～必要な支援を行ってまいりますとありますが、そこで伺います。

ア、ワイン醸造所の建設後は、歌志内で醸造されたワインを市内で購入したり、ふるさと納税の返礼品に活用したりすることができるのか伺います。

イ、ワイン特区の認定後、新規参入の相談はあるのか伺います。

ウ、必要な支援とは、どのようなことを想定しているのか伺います。

5 ページ、12 行目。

②観光振興につきましては～本市における主要な観光資源を生かした環境づくりに取り組んでまいりますとありますが、日本遺産登録を目指している旧上歌会館（悲別ロマン座）は、どのような管理を行うのか伺います。

6 ページ、8 行目。

③交流人口を増やす取組といたしましては～新たな地域資源の発掘を含め、本市ならではの地域づくりを進めてまいりますとありますが、交流人口を増やすための民間企業との連携強化はどのようなことを行うのか伺います。

「健康で心ふれあうまち」。

6 ページ、6 行目。

①新たに ICT を活用したまちづくり支援プラットフォームを導入し～地域課題に取り組んでまいりますとありますが、具体的にどのようなことを実施するのか伺います。

6 ページ、11 行目。

②歌志内市デイ・サービスセンターにつきましては～引き続き環境整備を行ってまいりますとありますが、今年度どのような環境整備を実施するのか伺います。

7 ページ、10 行目。

③保健行政の推進につきましては～「健幸寿命の延伸」を目指してまいりますとありますが、新たに取り組む事業はどのようなものがあるのか伺います。

「安心して快適で暮らせるまち」。

9 ページ、24 行目。

①空家等対策事業につきましては～空家等台帳の整理を進めてまいりますとありますが、そこで伺います。

ア、管理不全等空家と思われる建物は何戸あって、どのような対応をされているのか伺います。

イ、現在の空家等台帳はどのような状態で、今後どのように整理するのか伺います。

10 ページ、3 行目。

②下水道台帳のデジタル化に取り組み～「下水道経営戦略」に基づき、持続的かつ安定的な運営に努めてまいりますとありますが、下水道台帳のデジタル化の内容について伺います。

11 ページ、10 行目。

③防災対策につきましては～防災に対する正しい知識や自主防災活動の普及啓発に努めてま

いますとありますが、防災説明会とはどのようなことを実施するのか伺います。

件名の6、教育行政執行方針について。

「学校教育の充実」。

(2) 学習環境の充実。

3ページ、5行目。

①オンデマンド授業による公的学習塾を開設し、自主的に学習しようとする児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいりますとありますが、そこで伺います。

ア、オンデマンド授業の具体的な内容について伺います。

イ、オンデマンドによる授業を開設後も対面授業は継続するのか伺います。

ウ、公的学習塾の対象学年の引下げは考えないのか伺います。

3ページ、20行目。

②英語を母国語とする国への海外研修事業の立案に着手いたしますとありますが、そこで伺います。

ア、海外研修事業の具体的な制度内容は、いつまでに決める予定なのか伺います。

イ、学園生活が残り1年となる新9年生は利用できそうなのか伺います。

以上、6件の件名について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 一般質問の途中ですが、ここで午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

理事者答弁。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

松井議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、件名1から5までを御答弁申し上げます。

1の①一般質問等に対する答弁姿勢についてであります。一般質問に対する答弁につきましては、基本的に質問事項を所管する課長が作成し、出来上がった答弁用紙案について副市長、市長等確認を行い、内容によっては適宜、加筆修正等の指示をしながら答弁用紙を作成しております。

その際には、答弁漏れや行政としての的確な答弁なのかチェックしているところでございますが、議員御指摘のような答弁となっておりましたらおわび申し上げ、今後も丁寧に対応するよう努めていく所存でございます。

次に、②から⑦についてであります。関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

令和6年第2回臨時会、第3回定例会及び第4回定例会での御質問に対する答弁の内容と重複または繰り返しとなる答弁が含まれることをお許し願いたいと思います。

まず、専決処分に至った経緯を含め、理由につきましては、繰り返し丁寧に御答弁申し上げてきたとおりであり、法的根拠がない期限を定めること自体が、行政常任委員会で御説明した内容をほごにすることとなるため、条例の趣旨、目的を含め何も手を加えることなく、条例失

効を回避するための取扱いであったことを改めて御理解願いたいと思います。

また、行政常任委員会での報告内容を忠実に取り扱った結果、必要最小限の対処として改正したもので、その時点での対応としては適切であったと判断しております。

期限がない制度に関しましては、まさに同条例の目的であります企業立地の促進及び振興、産業開発及び促進を推進することで、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民の福祉の向上に資することに大きく貢献されるものであると捉えております。

このため、企業誘致活動をはじめ市内事業者などの事業投資への意欲の減退など、市内経済に様々な形での影響は避けられないものと考えます。

また、同条例の国の減収補填制度との関係であります、当然法律の延長がなされなくなった場合は、同様の内容での措置が受けられなくなるものと認識しており、前回、同条例に期限がないと、4年目以降減収補填措置がありませんとの松井議員の御質問に対しての御答弁であったものと記憶しております。

いずれにいたしましても、一連の取扱いにつきましては、法律上認められた権限の範囲で行ったものであるとともに、条例の目的、その本質に変更はなく必要最小限の内容であり、何よりも優先されるべきは市民の福祉の向上と市内事業者や企業誘致の活動に影響を生じさせないという行政執行上の観点から、やむなく補完的に行ったものであることを、繰り返しになりますが御理解願いたいと思いますし、前回も申し上げましたが、行政常任委員会での報告内容について、幅広い観点での御提案や御報告を心がけ、常に丁寧な説明を行うよう執行機関として努力してまいりたいと考えております。

次に、⑧及び⑨のアとイについてであります、国民健康保険税に関する内容であり、質問内容が重複している部分もございますので、一括して御答弁を申し上げます。⑧及び⑨のアについてであります、令和6年5月の第2回臨時会の答弁で、限度額の引上げについて周りの市町に確認をしたところ、ほとんどが専決処分としているという答弁につきまして、虚偽答弁ではないかということでございますが、こちらにつきましては、市税条例の専決処分状況と勘違いした部分もございまして、令和6年9月の第3回定例会の中で、本市の保険者である空知中部広域連合の構成団体においては、3月から5月の間で本市以外は、慣例として議案により上程している状況を答弁いたしました、明確に訂正しなかったことにつきましては、大変申し訳ございません。ただ、今回の答弁の内容は、重要な政策の変更が生じるものではございませんので、虚偽答弁として取り扱う考えはございません。

次に、⑨のイについてであります、やむを得ない理由もなく誰も答弁しないことは答弁漏れになるということでございますが、こちらにつきましては、一般質問の内容から質問の意図を酌み取り、丁寧な答弁に努めるよう対応しているところでございますが、質問の内容によりましては、議員の意図とした答弁内容にならない場合もございます。

令和6年12月の第4回定例会の中でも、答弁漏れではなく、議員との見解の相違ではないかということで答弁したところでございますが、条例改正などで上位の法律と条例の相互関係が定義され、上位法の改正趣旨や改正内容に伴うもので、改正内容が上乘せであったり横出しをしないものについては、他市町村の状況を参考にはしますが、全てを確認する必要はないものと判断しているもので、議員のおっしゃる議案の審査に当たり、執行機関側から何を参考にすべきとか、すべきでないまで指示しているものではありませんし、議案の審査に当たり、必要な情報につきましては、議会として要求があるものにつきましては対応してまいりたいと考えております。

次に、件名2、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等についてであります。①から④まで一括して御答弁申し上げます。

まず、①の口頭指導なのかを道に確認されたかとの質問ですが、11月6日の立入検査のときは、何らかの改善命令的な指導や文書提出などを求められたわけではなかったため、口頭指導を受けていないという認識でございました。ただし、先日、振興局の担当者より、立入検査の際に、10月16日の水質検査の結果が自主基準値を下回ったことから、今後も自主基準値を超過することのないようにと話したことが、指導を行っていないように取られたのかもしれないが、立入検査に入ること自体が口頭指導を含めた指導を行うということであり、振興局と歌志内市において認識違いが生じていたのではないかと指摘を受けております。

次に、②の維持管理計画書に記載の自主基準値に法的な有効性は本当はないのかとの質問でございますが、CODに関しましては、公共用水域の有機物による水質汚濁の指標として、海域及び湖沼に対しては、化学的酸素要求量を用いられるとされていることと、T-Nについても、排水基準は窒素が固定植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、環境省が定めた湖沼、海域に限って適用されるとされていることから、上歌最終処分場においては、法の適用外であると誤った解釈をしておりました。振興局からは、認識違いであったとしても、自主基準値の超過は廃棄物処理法違反となるので、後日廃棄物処理指導書を出すと言われております。

次に、③の町内会連合会との情報交換会で、基準は守ってほしい旨の意見について、どのように受け止めたのかとの質問ですが、自主基準値を超過したことは重く受け止めており、当然にその基準値に収めるため、実際に現在、各種調整を行いながら、自主基準値を超えないための調査を継続して実施しているところでございます。

さらに、自主基準値は法的に守らなければならないといった場合は、訂正が必要だと思っておりますがその見解を伺いますとのことでございますが、先ほども申し上げたとおり、現在、自主基準値内に戻すべく調査及びその調整対応中であり、現段階での訂正は考えておりません。

次に、④の自主基準値の見直しですが、③の内容とも重複する部分もあろうかと思っておりますが、超過の原因を調査しながら各種調整を行っている状況であり、様々な調整を行っても、自主基準値内に数値が収められないとの判断に至らない限り、基準値の見直しは考えておりません。

次に、3、地域おこし協力隊及び集落支援員についての①報酬の見直しについてであります。現行の特別交付税措置の限度額を踏まえて、新年度から報酬月額を20万8,000円から22万円に、1万2,000円引き上げる見直しを行い、令和7年度予算に計上したところでございます。

次に、②のフリーミッション型等の検討状況についてであります。ある程度自由に地域おこし活動に取り組める、いわゆるフリーミッション型の募集等につきましては、情報収集などを行いながら募集も視野に入れ検討しておりますが、採用後における人材や実施される業務の管理、活動の拠点となる場所の確保など、調整が必要な課題も多く、これらを整理しながら本市が必要とする人材の確保に向け、引き続き検討を進めてまいります。

次に、③のおためし地域おこし協力隊等の検討状況についてであります。②で答弁いたしましたフリーミッション型の募集等に併せ、検討しているところであります。実質的な負担を軽減しつつ、参加者に本市を知ってもらい、着任後のイメージも持ってもらえるなど有効な制度でありますので、受入れ、実施体制を整えながら、他の自治体の事例調査などを含め、引き続き検討を進めてまいります。

次に、④の協力隊員の活動に要する経費の内訳についてであります。令和6年度の当初予算では、4名分の協力隊員に係る経費を予算計上しており、1人当たりの金額としては、単純計算ですが約113万5,000円となります。経費項目としましては、住居、活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費、消耗品等に要する経費、研修に要する経費であります。

次に、⑤の協力隊員への定住対策、起業等へのサポートや経費の支援についてであります。協力隊員については、採用後、それぞれ担当部署において勤務され、起業等を含めた隊員の意思などは、職場内における日々のコミュニケーションの中で把握しております。

これまで起業等に係る支援の実績はありませんが、起業等の意思が確認できた場合には、関係部署間で連携を図り、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、⑥の市における集落支援員活動の検討状況についてであります。令和7年度に募集予定の生活支援コーディネーター及び地域福祉推進員について、集落支援員、地域おこし協力隊員のどちらの制度を活用するか、所管において検討した経緯がございます。今回は、若い世代を採用し、本市への定住・定着を図ることを目指して、協力隊員制度の活用を選択したところでございます。

次に、⑦の集落支援員制度を活用した地域課題対策等への取組についてであります。本市が抱える地域課題に対して効果的に取り組むことも可能な制度の一つと考えており、本制度と地域おこし協力隊制度のどちらが本市にとってより機能するかなどを慎重に判断しながら、地域課題の解消や地域の活性化が図られるよう、集落支援員制度の導入も選択肢の一つとして検討してまいります。

次に、4、人口ビジョン及び総合戦略についての①現時点での令和7年の推計人口の見込みについてであります。令和7年の人口ビジョン2,487人につきましては、令和2年想定値から5年で459人、年間約90人程度の減少を見込んでおります。住民基本台帳では令和2年9月末日で3,062人、令和6年9月末日で2,613人で4年間で449人、年間で約110人減少しており、人口ビジョンの推計より減少が進んでいる状況であり、住民基本台帳ベースではありますが、達成は厳しいものと見込んでおります。

次に、②の子育て世代向け賃貸住宅についてであります。本住宅につきましては、令和5年第2回定例会において、策定を予定されている住生活基本計画と整合性を図りながら検討を進めることとしている旨を御答弁申し上げ、その後、令和6年3月策定の住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の中で、令和9年度以降における建設を予定しております。

しかしながら、教職員確保の面や施設の老朽化が著しいため、優先して教職員住宅の建設に至ったところでございます。

次に、③の総合戦略の効果検証期間についてであります。御提案のとおりと認識しております。しかしながら、総合開発審議会で行っていただいている現行の効果検証を途中で変更することは今のところ考えておらず、現戦略の計画期間が終了し、次期戦略に切り替わる段階において、効率のよい効果検証が行われる手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、5、市政執行方針について、①のア、道職員との人事交流についてであります。北海道と市町村等の職員交流につきましては、本市も過去に実施していた経緯もあり、職員交流により北海道との結びつきの強化や、派遣した職員の行政能力が向上するなど一定の成果があったという認識でおります。

職員交流にも様々な種類があり、本市の職員数等から判断し、職員同士の派遣を行う相互交流が適当であると考えております。派遣期間も複数年に及ぶため、実際に派遣する職員の負

担も考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、5、市政執行方針について、①のイ、自治大学校への派遣についてであります。専門的な知識や公務員としての使命感、管理者意識を身につけるため、自治大学校への派遣は有効だと考えておりますが、派遣期間が数か月と長期にわたるため、他の研修に振り替えて実施しております。したがって、現在のところ、自治大学校への派遣を再開する考えはございません。

次に、②のア及びイについてであります。関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

庁舎の在り方につきましては、今月中に庁舎耐力度調査の正式な報告があるため、当然、現在の庁舎を含めて検討することとなります。また、今月下旬から来月にかけて実施する次期歌志内市総合計画策定に向けた市民アンケートにも、庁舎の在り方についての質問を設け、これらの調査結果や庁内での検討組織の立ち上げなど、具体的な期間は定めておりませんが、新年度より様々な角度から本格的に検討を行うことを予定しております。

次に、「活力と魅力あふれるまち」、①のア、ワインを市内で購入やふるさと納税の返礼品に活用できるのかについてであります。現状におきましては、生産数量が少ないこともあり、レストランなどの事業者向けの出荷を優先的に行っていると聞いており、事業者からは、特産品としてふるさと納税の返礼品の登録に前向きな意向が示されております。したがって、生産が軌道に乗り、販売数量もある程度確保されることが見込まれれば、市といたしましても返礼品として登録していきたいと考えております。

また、市内での販売につきましても、醸造事業の運営が安定した時点で、事業者へお願いしてまいりたいと考えております。

次に、イの特区認定後の新規参入の相談はあるかについてであります。特区認定後に新規参入の相談はございません。

次に、ウの必要な支援とはどのようなことを想定しているのかについてであります。ワイン用ブドウ栽培事業への支援などにつきましては、現在、農業等振興補助金事業として農業経営の安定化などを目的に、少額ではありますが財政的な支援を行うとともに、昨年、小規模によるワイン醸造を可能とするためのワイン特区の認定を受けるなど、政策的に支援も行っているところであります。

また、実現が可能になりつつある6次産業に向けた取組に対しましては、事業者と情報交換をしながら、具体的に必要な支援について検討することとしておりますが、関係行政機関や農業団体などとの連携強化のため、市がパイプ役になることや、情報提供を行っていくことが想定されます。

次に、②の旧上歌会館は、どのような管理を行っていくかについてでございます。旧上歌会館（悲別ロマン座）の管理につきましては、市が所有する施設であり、これまで同様、市が管理してまいりましたが、本年度、日本遺産の構成文化財として登録を目指しており、登録が実現された場合には、同施設の認知度も高まり、これまでよりも訪れる人が多くなることを期待しておりますし、想定がされますので、防犯強化を図るため、防犯カメラの設置強化や巡回強化などの協力を警察にお願いするなど、防犯対策の強化に努めてまいります。

このほか、これまで同様、施設周辺の草刈りや屋根の雪下ろしなど、施設維持に必要な管理を行ってまいります。

次に、③の交流人口を増やすための民間企業との連携強化についてであります。これまで取り組んでまいりましたチロルの湯における合宿誘致をはじめ、4月からリニューアルオー

プンする道の駅の指定管理者との連携による新たな当市の魅力を発信し、さらに交流人口の増加を図ることとしております。

また、日本遺産の構成文化財として登録を目指している旧上歌会館（悲別ロマン座）につきましても、炭鉄港としての新たな切り口で観光客の誘致に商工会議所をはじめ、関係団体や市内の宿泊関連事業者、ワイン用ブドウ栽培事業者などとともに情報交換を行いながら、交流人口を増やすための取組を強化してまいります。

次に、「健康で心ふれあうまち」の①ICTを活用したまちづくり支援プラットフォームの事業内容についてであります。本事業は国の過疎地域持続的発展支援交付金事業として実施するもので、事業着手は交付決定後の6月からを予定しており、環境構築等を行った後、11月頃から住民へICT端末を配布し、運用を開始する予定であります。

事業の内容としましては、高齢者世帯を対象に端末を配布し、毎朝の体調アンケートやビデオ通話による見守りを行政や御家族などで実施するとともに、端末を通じて行政等から各種情報を発信するなど、高齢者のデジタルディバイドの解消を図るものでございます。

次に②歌志内デイ・サービスセンターの環境整備についてであります。令和7年度においては、熱中症対策としてのエアコンの増設、主浴を清潔に維持するためのろ過装置の改修を実施することとしております。

次に、③「健康寿命の延伸」のために新たに取組む事業についてであります。健康診査事業における胃がん検診に併せて、ピロリ菌の検査を実施し、胃がんの発症予防に努めてまいります。

また、ICTを活用したまちづくり支援プラットフォームの導入後においては、健康情報の発信、テレビ電話による健康相談などの実施を予定しております。

加えて、高齢者の熱中症予防のため、エアコン購入費及び設置費用に対して一部助成を実施してまいります。

次に、「安心して快適に暮らせるまち」の①のア及びイにつきまして、一括御答弁申し上げます。

アの管理不全等空家と思われる建物についてであります。本年1月末日現在で35戸あり、苦情などがあつた際には、所有者、管理者などへの連絡を行い、対応を求めています。

イの空家等台帳の現状と今後の整理についてであります。台帳整理につきましては、データ上で管理を行ってまいりましたが、令和4年以降、データ更新が滞っている状況にあり、これまで紙ベースのみで更新を行ってまいりました。新年度に予定しております権利確認調査に併せ、台帳整理を行ってまいります。

次に、「安心して快適に暮らせるまち」の②下水道台帳のデジタル化の内容についてであります。現在、紙ベースで保有している下水道台帳図を、GIS（地理情報システム）を用いて、管路施設の位置やその諸元（管種、延長、埋設深さ等）をクラウド上で管理しようとするもので、位置情報のほか、調査点検結果や補修履歴など維持管理情報も登録できる機能を備え、それらデジタル化されたデータを基に事業の効率化を進めてまいります。

次に、5、市政執行方針について、③の防災説明会とはどのようなことを実施するのかについてでございます。防災説明会は町内会、自治会や各種団体からの依頼に基づいて実施しており、内容につきましても個別に意向を聞きながら実施することとしております。

近年実施した内容としましては、防災ハザードマップを用いて、自宅の周りの危険箇所や避難経路の確認、非常持ち出し品の紹介、避難時の対応や避難所の運営方法について自ら考える避難所運営ゲームなど、防災について興味を持っていただける内容となるよう心がけておりま

す。

以上で、私からの答弁を終わります。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） ー登壇ー

それでは、私のほうから、6、教育行政執行方針について、①のア、オンデマンド授業の具体的な内容についてであります。練成会グループと提携して、GIGAスクール構想により購入した1人1台パソコンの端末を活用し、生徒が自宅において勉強したいときに事前に配ったテキストと併せて講義を閲覧する仕組みでございます。

次に、①のイ、対面授業の継続についてであります。令和7年度についてはオンデマンドによる授業を行い、令和8年度から一元化施設にて対面授業と両立できないか検討してまいります。

次に、①のウ、公的学習塾の対象学年の引下げについてであります。今後実施するオンデマンドによる授業の活用度の効果を検証した後、対象学年の引下げについて検討してまいります。

次に、②のア及びイについてであります。関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

具体的な制度内容及び令和7年度の9年生が対象になるのかについてであります。昨日の下山議員にも答弁いたしました。構想の段階として参加人数は希望者を募り、場合によっては抽せん等により選抜し、期間は7日間から10日間程度、場所は理想としてはアメリカ西海岸の都市、費用は50万円程度で基金を活用し、全額公費とするか、一部個人負担とするかを含め、令和7年度中に調査しようとするものです。したがって、令和7年度の9年生の利用は難しいと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

件名の1の部分ですけれども、まず①の部分でちょっと市長にお伺いします。

私は本会議において、副市長や課長等が答弁されるのは、市長に代わって答弁されていると思っております。市長はどのように考えられておられるのか伺います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど答弁いたしました。答弁内容はそれぞれ所管と副市長、私と確認をしながら問題ないということで、私は答弁しているところでございます。

今回の今の質問の中で、常任委員会、私一度お答えしておりますけれども、常任委員会で幅を広げて、その対応をすべきだったということでお話をさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても私の責任で御答弁をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 課長等が発言した内容については執行機関としての答弁ですので、何かあれば最終的には市長が責任を取らなければならないと思います。

前市長のときには、課長の再質問の答弁を市長が修正したこともあったかと思えます。修正等がなければ、課長等の答弁を含めて最終的には市長が了承し、何かあったときには責任になるということになると思いますが、これについてはどう思われますか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 責任は私が負わなければならないと思います。

この1番の質問に対しましては、前回常任委員会の中で、減収補填措置の2年間という説明の中で、市のほうで執行機関のほうでは公布が、3月29日ということだったものですから、やむを得ず失効期限を削除するという形でやらさせていただきましたけれども、その私の最終的な答弁は、常任委員会においては公布がない場合でも、そういったことを想定しながら幅を持って説明しなければならないということで御答弁をさせていただいたと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 何かずっと議論がかみ合っていないところなのですけれども、改めて端的に伺いますけれども、産業開発促進条例の関係なのですけれども、2年延長だと条例は失効するのですか、それについて答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 失効はしないです。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 失効しなければ、何も問題ないと思うのですけれども、それをなぜ恒久的な制度にするのか、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これも先ほど市長が最初に答弁したとおり、常任委員会のほうで御説明した内容を厳密に執行したということでございまして、これは法律の裏づけがあったことによって改正をするということで、常任委員会のほうで説明をしたと記憶しています。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 法律の裏づけということなのですけれども、私、今回の他市の状況を調べました。滝川市は過疎地域ではありませんので、このような条例はありませんけれども、隣町の砂川と赤平、この状況を調べました。砂川は期間を3年間延長しています。赤平市は2年間延長しています。いずれも議案として提案し、議会で審議しています。附則を削除しなければ条例が失効するというのであれば、なぜ他市では2年または3年の延長としているのでしょうか。期限を延長したら失効しないのは当たり前のことだと思います。

私も、本市の過疎計画に合わせて2年延長ですとか、または過疎省令に合わせた3年延長の専決処分であれば理解できますけれども、どうしてもこの部分について、議論もせずに2年延長を変更する必要性がなぜあったのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今、松井議員のほうから、他市町の話がされたところでございますけれども、多分松井議員は分かっているとは思っておりますけれども、過疎法に基づいた条例を単独で持っているまちと、それから企業立地を促進するための条例と併せ持って制定しているまちと両方あるかと思っております。当市の場合は産開条例という中で、これは第3条ですか、対象者ということでやっておりますけれども、これは松井議員も分かっていると思っておりますけれども、3条で第1項と第2項で定めておりますけれども、いずれにいたしましても、そもそも産開条例には、業種をほぼ全業種を対象にしておりますので、そういった議論にならないと。期限を設ける、設けないかを別にして、いずれにしてもこの条例に基づいて、固定資産税の減免といったところ、そういった措置を受けられると、そういった条例のつくりになってございしますので、これは期限があろうがなかろうが、いずれにしても措置が受けられるというつくり

なっているというところは御理解いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） これは時限立法の条例ですから、何の議論もなく専決処分で恒久的な制度にする、それが問題なのです。ですから、不利益にならないように2年延長するとか3年延長する、それは何も問題ないのです。恒久的な制度にするのに議論をしないで専決でやるということが問題なのです。それについて答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これもやはり繰り返しになってしまいますけれども、では、1年であればよかったのか、2年であればよかったのか、3年であればよかったのか、その議論もなしに、今度2年ということになりますけれども、そもそも2年に延長する根拠がなくなったということで、これはもう以前から繰り返し言っていますけれども、常任委員会のほうでは、新過疎法省令の改正が正式に決定次第、決定したその内容に基づいて2年延長するという御説明を確実にしていると思います。

したがいまして、これは前回も御説明いたしましたけれども、過疎法の省令が新しくなった3月30日、改正を専決処分をする起案想定をして判断するのは、最終リミットは3月29日金曜日でございました。28日に起案をして、最終的には29日に判断をしたという、そういった時系列になっております。

これは繰り返し言っておりますけれども、私どもも決してそれを拡大解釈するということではなくて、あくまでも松井議員がおっしゃったとおり、常任委員会での説明したことを確実に守るためにやった最低限、最小限に行った改正だと認識しております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 常任委員会で説明したとおり、2年間延長すればそれで問題はないのですよ、失効になりませんから。その後で、2年延長になった後で、恒久的な制度にするということであれば、議案として提出すればいいことではないですか。それについて答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 大変申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、常任委員会のほうでは、過疎省令の改正に基づき、2年間延長すると御報告しております。この2年間、何の法律の裏づけもなく、2年延長するということにはならないと判断したので、その部分を削除したということですので、御理解していただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 何回言ってもかみ合わないと思いますけれども、要は2年間延長すれば、その間に恒久的な制度を検討する時間があるわけですよ。それをやらないで専決をするということが問題だということを言っているのですけれども、それについてはどう思いますか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これも、松井議員は理解していると思って、私、答弁を何回も繰り返しているのですけれども、産開条例の第3条には、過疎法に基づく業種の限定の部分も確かに制定しておりますけれども、それ以外に、統計法に基づく日本標準分類、産業分類において定めております。この部分に関しては、条例を制定したときに議論は既にされておまして、過疎法の旅館業だとかそういうものが限定されておりますけれども、それを含めて恒久的に既に、これは条例の失効の期限になりますけれども、そういった形で業種は拡大して制定されておりますので、いずれにいたしましても、そういった条例のつくりになっているということ

は、御理解しているものと認識しています。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 業種の部分、拡大されているということは分かっています。それは話ししていますよね。ですけれども、拡大しているけれども、期間というのは議論して2年と決めているのですよ、そのときに。そこを恒久的な制度にしていまいませんから、2年ということで決めているのですから、それをまた今回延長するのであれば、そこで延長して恒久的な制度にするのであれば、過疎法以外の部分も含めて、そこできちんと議論しないと駄目ではないですか。それを専決でやっていいものなのですか。答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 大変申し訳ございません。多分、私、当時担当でなかったもので記憶があれですけれども、条例を制定したときに、過疎の部分に合わせて2年の条例を制定したと述べていると思います、理由はですね。ですから、そもそも企業誘致をするための優遇措置であるこの条例に、そもそも業種を定めて、標準分類に定めて幅広く措置をしようというところの趣旨が、本来はここがずれているという部分で、これはいずれにいたしましても、たしかいずれかの時点でお話ししたと思いますけれども、条例の改正含めて、これは過疎計画の改正と併せて条例の改正をしていきたいと所管としては考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 本日は、これにて延会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時52分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 女 鹿 聡